諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和4年7月22日(令和4年(行情)諮問第429号)

答申日:令和5年7月10日(令和5年度(行情)答申第184号)

事件名:特定事件に係る懲戒及び求償に関する文書等の一部開示決定に関する

件(文書の特定)

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる行政文書(以下,順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい,併せて「本件請求文書」という。)の開示請求につき,別紙の2に掲げる文書5ないし文書59(以下「本件対象文書」という。)を特定し,一部開示した決定については,本件対象文書を特定したことは,妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

## 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月30日付け防官文第20005号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

## (1)審査請求書

平成27年度(行情)答申第137号(以下「先例答申A」という。)4頁2~5行目には「本件対象文書(審査請求人註・・・「国賠法上の責任と求償権について」(18.10.2)を指す。)は、法務室が保有している文書であるが、平成18年に法務室が作成したもの自体は時期は不明であるが廃棄されており、同22年に情報公開請求に対応するために他の部署(審査請求人註・・・内局のことと思われる。)が保有していたものを譲り受けたものである。」とある。従って、「国賠法上の責任と求償権について」及び、それと同じ行政文書ファイルに綴られている文書があるはずである。

#### (2) 意見書

諮問庁・処分庁が理由説明書第3項後段のように主張するのであれば, 以下の点について説明されたい。

ア 開示対象文書4「国賠法上の責任と求償権について」の写しは、海上幕僚監部法務室から、内局のどの部課室に、いつ渡されたのか。

イ 「ア」の写しは、何という名称の行政文書ファイルに綴られたのか (e-govで行政文書ファイル管理簿を「求償」というキーワード で検索したが、それらしき行政文書ファイルが見つからなかった。)。 ウ 「イ」の行政文書ファイルが破棄されたのはいつか。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当 する行政文書として、別紙の2に掲げる59文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年3月25日付け防官文第6228号により、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4まで(以下「先行開示文書」という。)を法5条1号及び6号口に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行った後、同年11月30日付け防官文第20005号により、別紙の2に掲げる文書5ないし文書59まで(以下「本件対象文書」という。)を法5条1号、5号、6号柱書き及び口に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙(省略)のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、5号、6号柱書き及び口に該当する部分を不開示とした。

# 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「先例答申A14頁2~5行目には「本件対象文書(審査請求人註・・・「国賠法上の責任と求償権について」(18.10.2)を指す。)は、法務室が保有している文書であるが、平成18年に法務室が作成したもの自体は時期は不明であるが廃棄されており、同22年に情報公開請求に対応するために他の部署(審査請求人註・・・内局のことと思われる。)が保有していたものを譲り受けたものである。」とある。従って、「国賠法上の責任と求償権について」及び、それと同じ行政文書ファイルに綴られている文書があるはずである。」として、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、原処分を行うに当たって、本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり、本件審査請求を受け、念のため、本件対象文書以外に本件開示請

求に該当する行政文書を保有していないか改めて探索を行い、それらがすべてであることを確認した。また、本件対象文書の一部については、上記 2 のとおり、法5 条1 号、5 号、6 号柱書き及び口に該当することから、当該部分を不開示としたものである。

なお、審査請求人が指摘する「「国賠法上の責任と求償権について」及び、それと同じ行政文書ファイルに綴られている文書」については、上記「他の部署」である大臣官房訟務管理官が保有する行政文書の特定を求めるものと解されるが、令和元年度(行情)答申第223号(以下「先例答申B」という。)において、大臣官房訟務管理官では「「他の部署が保有していたもの」がつづられていた行政文書ファイルに綴られていた文書一切」を保有しているとは認められないとの情報公開・個人情報保渡審査会の判断を得ている。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

- ① 令和4年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月9日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 令和5年6月14日 審議
- ⑤ 同年7月4日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 法11条の規定を適用した上で、相当の部分として、先行開示文書を特定 し、一部開示する決定を行い、残りの行政文書として、本件対象文書を特 定した上で、一部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し、文書の再特定及び全部開 示決定を求める旨主張するが、審査請求書の内容に鑑みれば、具体的には、 本件対象文書の特定の妥当性を争うものと解される。

諮問庁は,本件対象文書を特定し,一部開示決定した原処分を妥当としていることから,以下,本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
  - ア 審査請求人の求める文書は、内局訟務管理官、服務管理官、会計課 並びに海幕法務室及び服務室(以下、併せて「関係部署」という。) の保有分とされているため、関係部署内の探索を行い、本件請求文書

に該当する文書として、別紙の2に掲げる59件の文書を特定した。 このうち、文書1、文書2、文書4ないし文書9、文書11ないし 文書18及び文書31が別紙の1に掲げる本件請求文書1に該当す る文書であり、文書3、文書10、文書19ないし文書30及び文 書32ないし文書59が本件請求文書2に該当するものである。

- イ なお、審査請求人は、上記第2の2(1)において、「「国賠法上の責任と求償権について」及び、それと同じ行政文書ファイルに綴られている文書があるはずである。」と他の部署において本件対象文書に該当する文書を保有していると主張する。しかし、先例答申Bにおいて、先例答申Aにおける他の部署とは「大臣官房訟務管理官」であると説明がなされており、当該部署が「国賠法上の責任と求償権について」の文書を保有しているとは認められないとの判断を得ている。
- ウ このことを踏まえ、本件審査請求を受けて、念のため関係部署において探索を行ったものの、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件 請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。
- (2)審査請求人が本件対象文書に該当すると主張する文書について、当審査会において改めて審議したところ、先例答申Bにおける対象文書の保有の有無に係る判断を変更すべき事情の変化は認められないことから、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙の3のとおりである。また、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記第3の3及び上記(1)の諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、依然としてこれを覆すに足りる特段の事情も認められない。

さらに、上記第3の3及び上記(1)ウの探索の範囲等も不十分とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も見いだせないことから、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

#### 4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年4か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

# (第2部会)

委員 白井玲子,委員 太田匡彦,委員 佐藤郁美

### 別紙

# 1 (本件請求文書)

- 本件請求文書 1 ①防衛省ホームページに掲載している「海幕3等海佐開示請求者リスト事案等に係る調査報告書」にいう海幕3等海佐のいわゆるリスト事件に関する文書で懲戒及び求償に関するもの。(内局訟務管理官,服務管理官,会計課,海幕法務室、服務室保有分)
- 本件請求文書 2 ②リスト事件に係る訴訟のために作成,取得した文書で訴 状,準備書面等(裁判所に提出したもの,裁判所から取得し たもの,相手方から取得したものを除く。) (内局訟務管理 官,服務管理官,会計課,海幕法務室,服務室保有分)
- 2 (本件対象文書を含む文書)
- (1) 先行開示文書
  - 文書1 懲戒処分簿
- 文書 2 懲戒処分報告書
- 文書3 民事訴訟の進行状況について(報告)(19.4.27)
- 文書4 国賠法上の責任と求償権について(18.10.2)

#### (2) 本件対象文書

- 文書 5 平成 1 6 年 2 月 1 3 日付け判決
- 文書 6 平成 1 4年(ワ) 第 2 0 6 4 5 号損害賠償など請求事件の判決に 伴う求償権の行使について(照会)(官政第 1 7 7 2 号。 1 6.3. 2)
- 文書7 求償権の行使に係る法律照会について(16.3.9)
- 文書 8 債権発生(帰属)通知書(16.3.10)
- 文書9 平成18年5月11日付け判決
- 文書10 決定の告知について(通知) (法務省訟行第1467号。平成2 0年4月30日)
- 文書12 求償権の行使に係る法律照会について(20.5.16)
- 文書13 顧問弁護士相談事項(20.5.20)
- 文書14 情報公開開示請求者リスト事案に係る求償に関する会議の御案内

(20.5.21)

- 文書15 情報公開開示請求者リスト事案に係る国家賠償法第1条第2項に 基づく求償について(20.5.21)
- 文書16 情報公開開示請求者リスト事案に係る求償に関する会議(20. 5. 26)
- 文書17 情報公開開示請求者リスト事案に係る国家賠償法第1条第2項に 基づく求償について(20.5.30)
- 文書 18 債権発生(帰属)通知書(20.5.30)
- 文書19 争訟事件の係属について(通知) (法務省訟行第1784号。1 4.10.1)
- 文書20 新潟地方裁判所\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\* 調査について(回答)(官政第8697号。14.10.17)
- 文書21 \*\*事案及び\*\*事案に関する調整会議について(14.10. 25)
- 文書 2 2 開示請求者リスト・損害賠償等請求訴訟の判決について(16. 2.13)
- 文書23 面談録(16.3.26)
- 文書 2 4 陳述書の作成過程における確認について(面談メモ)(16.5. 10)
- 文書 2 5 陳述書の作成過程における確認について(面談メモ)(16.5. 11)
- 文書26 質問事項
- 文書27 回答書
- 文書28 対比表 (\*\*\*\*\*\*\*\*\*)
- 文書29 情報公開開示請求者リスト事件に係る調整状況について(16. 5.26)
- 文書30 リスト事件訴訟に係る状況及び対処方針について(16.6.1 5)
- 文書31 開示請求者リスト訴訟に係る調整会議について(16.7.12)
- 文書32 陳述書(16.9.6)
- 文書33 開示請求者リスト関連訴訟(新潟事件)の今後の対応について (17.3.1)
- 文書34 開示請求者リスト新潟訴訟に係る証人尋問の実施及び陳述書の提出について(17.6.17)
- 文書35 訴訟経過通知書(14.12.13)
- 文書36 訴訟経過通知書(15.2.21)
- 文書 3 7 訴訟経過通知書 (15.3.24)
- 文書38 訴訟経過通知書(15.5.30)

- 文書 3 9 訴訟経過通知書 (15.7.2)
- 文書40 訴訟経過通知書(15.8)
- 文書 4 1 訴訟経過通知書 (15.10.14)
- 文書 4 2 訴訟経過通知書 (15.11.20)
- 文書 4 3 訴訟経過通知書 (16.1.23)
- 文書 4 4 訴訟経過通知書 (16.3.18)
- 文書 4 5 訴訟経過通知書 (16.5.20)
- 文書 4 6 訴訟経過通知書 (16.7.16)
- 文書 4 7 訴訟経過通知書 (16.12.16)
- 文書 4 8 訴訟経過通知書 (17.2.3)
- 文書49 開示請求者リスト・損害賠償請求訴訟の判決について(18.5. 9)
- 文書50 判決の言渡しについて(通知) (訴第108号。18.5.11)
- 文書 5 1 開示請求者リスト・損害賠償請求訴訟の判決について(18.5. 11)
- 文書 5 2 訴訟事件の判決に対する意見について (\*\*\*\*\*\*)
- 文書 5 4 上訴事件の係属について(通知) (法務省訟行第1749号。1 8.7.12)
- 文書 5 5 訴訟経過通知書 (18.12.4)
- 文書 5 6 訴訟経過通知書 (19.2.21)
- 文書 5 7 訴訟経過通知書 (19.4.23)
- 文書 5 8 決定の告知について(通知) (法務省訟行第 1 4 6 7 号。 2 0 . 4 . 3 0)
- 文書 5 9 開示請求者リスト・損害賠償請求上告及び上告受理申立事件の決定について(20.4.2 最高裁判所)
- 3 (先例答申Bの関連部分の抜粋)
  - 2 本件対象文書の保有の有無について
    - (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問 庁に確認させたところ、次のとおりであった。
      - ア 先例答申Aにおいては、「『国賠法上の責任と求償権について』 (18.10.2)がつづられている行政文書ファイルにつづられて いる文書一切(情報公開事務手続用の行政文書ファイルを除く。)」 との開示請求に対し、「国賠法上の責任と求償権について(18.1 0.2。海幕法・民・担)」(以下「別件対象文書」という。)を特

定し,一部開示した決定について,別件対象文書を特定したことは妥当であるとされた。

- イ 先例答申Aにおいて、諮問庁(防衛大臣)の説明として、別件対象 文書について、「海幕首席法務官付法務室(以下「法務室」という。) が保有している文書であるが、平成18年に法務室が作成したもの自 体は時期は不明であるが廃棄されており、同22年に情報公開請求に 対応するために他の部署が保有していたものを譲り受けたものである」 との記載があることから、本件開示請求については、上記「他の部署 が保有していた」別件対象文書がつづられていた行政文書ファイルに つづられている行政文書全ての開示を求めるものと解した。
- ウ 先例答申Aにいう「他の部署」とは大臣官房訟務管理官(以下「訟務管理官」という。)であることから、本件開示請求を受けて、訟務管理官における別件対象文書の保有状況等について、当時の担当者等に聞き取りを行ったものの、訟務管理官が別件対象文書を保有するに至った経緯のみならず、そもそも訟務管理官において別件対象文書を行政文書ファイルにつづって保管していたか否かについても確認できなかったため、原処分においては、本件対象文書は保有していないとして不開示とした。
- エ 本件異議申立てを受け、念のため、法務室が別件対象文書の原本を作成した平成18年度から、別件対象文書を法務室が訟務管理官から譲り受けた平成22年度までの間の、訟務管理官における行政文書ファイル管理簿を確認したが、別件対象文書がつづられていたことが推測できるような行政文書ファイルの登録は確認できなかった。また、改めて、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。
- (2) 別件対象文書を訟務管理官において行政文書ファイルにつづって保管 していたか否かも判然としない旨の上記(1) ウの諮問庁の説明につい てはにわかに首肯し難いものの,諮問庁から,訟務管理官における平成 18年度ないし平成22年度の行政文書ファイル管理簿の提示を受けて 確認したところ,その内容は上記(1) エの説明のとおりであると認め られ,本件対象文書の保有を確認できない旨の上記(1) の諮問庁の説 明については,これを覆すに足りる事情も見いだせないことから,防衛 省において本件対象文書を保有しているとは認められない。